

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年9月3日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午前10時45分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 皆川 巖
委員 白壁 賢一 山田 一功 猪股 尚彦 渡辺 淳也
志村 直毅 向山 憲稔 臼井 友基 桐原 正仁
小越 智子 飯島 修

委員欠席者 副委員長 土橋 亨
委員 浅川 力三 早川 浩 宮本 秀憲 山田 七穂

議題

- ・ 現地調査の実施について
- ・ 県民との意見交換会（勉強会）の開催について
- ・ 9月定例会における中間報告について

会議の概要 まず、県有地の現地調査の実施について決定した。続いて、事務局より現地調査の調査候補地の説明を受けた後、質疑を行い、日時・場所の決定は委員長に一任された。

次に、5月20日の本委員会で決定した有識者を招いての県民との意見交換会の開催について、事務局より素案の説明を受けた後、質疑を行い、開催日時・内容等の決定については、委員長に一任された。

次に、令和3年9月定例会の開会日において中間報告すべきものとし、その作成並びに委員長報告については、委員長に一任することに決定した。

会議の内容

皆川委員長 ただいまから県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会を開会いたします。

この際申し上げます。去る8月24日、遠藤浩議員が県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員を辞任し、後任に宮本秀憲議員が指名されました。

次に、委員席の指定を行います。委員席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

重ねて申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種対策が求められておりますが、本委員会についても対策を講じた上での開催といたします。御了承願います。

猪股議員 こうやって拝見すると欠席者が多いんですけど、これは事務局の方へ連絡がきているんですかね。その辺は、委員長いかがですか。

皆川委員長 それでは、事務局から

杉田議事調査課長 事務局から御報告申し上げます。

本日、5名の委員の先生方から、一身上の都合ということで欠席の御連絡を受けております。そのうちお二方については、まん延防止等重点措置の期間中であるため出席できないという御連絡を受けております。そのほかの方は私的なことで、一身上の都合でございます。

皆川委員長 まん延防止という理由はどうですかね？

山田（一）委員 まん延防止を理由としているお二人のお名前を教えてくださいませんか。

杉田議事調査課長 土橋亨副委員長、浅川力三委員のお二方です。

猪股議員 昨日も指定管理施設・出資法人調査特別委員会をやっているんですよね。だから、捉え方によっては、ちょっといかなものかなと思うんですけど、今後のために注意していただきたいし、一言ぐらい言っておいてもらってもいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

杉田議事調査課長 事務局から申し上げます。

本日の特別委員会は、まん延防止措置の最中であることを考慮しまして、委員長の判断により執行部の出席を求めず、通常の委員会よりもさらに感染対策をしっかりとった上で開催するものであります。そのため、今回、お二方の委員の「まん延防止措置の期間中であり出席できない」という欠席理由については、欠席のやむを得ない理由に該当するとはいえないのではないかと、事務局としては考えております。

飯島委員 私もとても残念です。

過日、桜本議長から、委員会も含めて、議員の公式的な事業には、コロナ禍という状況ではあるものの、環境整備をした上での開催でありますから、出席するようという御指導があつて、私も当然だと思います。それに対して、一部の議員から反論というか、エクスキューズがありましたけれども、私も、この場に来て初めて5人の委員の欠席について知り、本当に驚いているところであります。

しかも、お二方については、コロナ禍で心配だということでもあります。そうであるならばリモートという方法もあるんじゃないですかね。そういうお申し出はなかったんでしょうか。私は、こういう現象すら、県民の皆さん、あるいはマスコミの皆さんがいる中で、議会の信頼性を失うものになるんじゃないかと、とても懸念するものです。委員長、あるいは議長の、これからのしっかりしたお取り計らいをお願いしたいと思います。

山田（一）委員 今後のこともあるので、まん延防止は、とりあえず9月12日までということになると、会派説明が7日に予定されていて、そうすると、それも欠席されるということなんでしょうか。

杉田議事調査課長 心配だからではなく、まん延防止期間中にこの特別委員会はやるべきではないという考えなので。

皆川委員長 それは理由にならないでしょ。

杉田議事調査課長 心配だからこないということとは違うので。

皆川委員長 まん延防止の期間中だから来られないという理由だけど、それは理由にならないという議会事務局の見解だから、欠席の理由にはならないということですね。昨日の委員会は出席しているの？

杉田議事調査課長 浅川委員は出席しています。

皆川委員長 昨日の会議に出席していて、きょう出ないというのはおかしい話。同じまん延防止期間中なのに。
わかりました。一応、注意をした方がいいということで、欠席の理由が成り立たないという議会事務局の見解がありますので、しっかり本人には言っておきます。

向山委員 参考に、周辺の市町村議会にも聞いたほうが良いと思って、甲府市議会に聞いてみました。
甲府市議会は、まん延防止期間以降、リニアの特別委員会、広報広聴委員会、議会運営委員会等、7回の委員会を開催しています。昨日開会して、本会議と常任委員会を1回ずつ開催しています。理由を聞いたところ、議会活動は、すべて不要不急ではないということで開催をしたということでした。これは、甲府市議会の考え方が正しいんじゃないかと考えています。

皆川委員長 参考の意見として聞いておきます。
この件に関してはいいですね。
それでは協議に入りたいと思います。
初めに、現地調査の実施についてであります。県有地の現地調査につきましては、昨年度、多数の議員の御参加をいただく中で、県内・県外8カ所の貸付地について、周辺環境や利用状況等の調査を行ったところではありますが、数多くある貸付地のごく一部の現況を確認したのみであります。当委員会は、すべての県有地の貸付について調査検証を行う責務があるため、委員長といたしましては、現在、賃料改定のため不動産鑑定が行われている箇所等につきまして、さらに調査が必要であり、今年度も現地調査を実施することといたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。よって、現地調査については実施することと決定されました。
ただいま決定されました、現地調査の調査候補地につきまして、事務局より説明をいたさせます。

杉田議事調査課長 現地調査の対象候補地について御説明させていただきます。
お手元にお配りした候補地の一覧表を御覧いただきたいと思っております。今回お示ししておりますのは、現在、貸付料改定のため、県有林課から森井鑑定株式会社へ委託し、不動産鑑定評価を実施している64カ所及び価格等調査を実施している389カ所の、合わせて453カ所のうちから、今回は富士北麓、東部地域方面で、契約金額の大きいところからピックアップさせていただいております。
また、これまでに調査した箇所ですとか、富士急行の関連ですとか、電気事業用地等を除かせていただいております。

上段の不動産鑑定評価価格等調査対象地という7つの項目のうち、上段の1から5までが不動産鑑定評価を実施している箇所でございます。二重線を挟みまして6と7は、価格等調査を実施している箇所です。下段に「未利用地」とお示した箇所は、過去に企業局の保有施設等として貸し付けられていた土地でしたけれども、現在は利用されておりませんので、さら地となっているとのことです。現在、活用について検討中とのことでございます。

今年度の1回目の現地調査としましては、この中から数カ所を回りたいと考えております。

皆川委員長 皆さんのお手元に記載されております9カ所のうちから、委員長が選ばせていただきますので、現地調査を実施させていただきたいと思っております。事務局の説明が終わりました。これについて何か御意見ありますか。

向山委員 ちょっと確認で、1から5までは不動産鑑定評価ってことで、その64カ所の中から5カ所ですか。

杉田議事調査課長 64カ所の中から5カ所でございます。

向山委員 6、7は、64カ所以外のところですか。

杉田議事調査課長 そうです。64カ所以外のところから2カ所。

向山委員 未利用地というのは不動産鑑定をしていないってことですか。

杉田議事調査課長 不動産鑑定をしていないところです。

向山委員 わかりました。

小越委員 2点あるんですけど、今回は山中湖、富士北麓ということですが、北杜市にもかなりあって、北杜市の別荘地も富士急より低いところもあつたりするんですけど、次回、北杜市方面とか、ほかのところは考えていますか。

皆川委員長 考えています。

小越委員 それと、もし、わかったら教えて欲しいんですけど、今、森井鑑定に鑑定を依頼しているって聞いたんですけど、それは、いつ頃出るんでしょうか。もう出たんですか。

杉田議事調査課長 前回提出していただいている執行部からの資料によりますと、履行期限は9月30日となっております。

皆川委員長 それでは、今いただいた御意見を参考にしまして、現地調査を実施いたしたいと思っております。なお、調査の日時・場所の決定につきましては、委員長に委任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 異議なしと認めます。よって、現地調査の件はお諮りしたとおり決定されました。ただいま委任されました現地調査の詳細につきましては、後日連絡いた

しますので、全員の参加をお願いいたします。なお、昨年度の本委員会の現地調査につきましては、例外的に委員外議員の出席を許可しておりましたが、委員数が今年度から16名となり、昨年度より6名増加していることや、また新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今回は委員のみによる現地調査といたします。あわせて御了承願います。

次に、第21回の本委員会において決定した、有識者を招いての県民との意見交換会の開催についてであります。開催の素案について、事務局から説明いたします。

杉田議事調査課長 では、事務局から御説明させていただきます。

お配りした、県有地に関する県民との意見交換会の素案を御覧願います。

まず、開催目的でございますが、県民に開かれた議会を実現するため、山梨県議会が設置する、県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会による、これまでの活動や議論内容をパネルディスカッション形式により、広く県民に周知し、意見を聞くことで、今後の委員会審査に反映させることを目的としております。

次に、開催時期につきましては、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況等を注視しながら時期を検討し、開催いたしたいと思っております。

次に、開催場所につきましては、富士北麓地域や北巨摩地域と、県内2、3カ所の会場を設定いたしたいと考えております。

次に、出席者についてですが、大学教授ですとか弁護士等の有識者1名の方にコーディネーターとなっていただきまして、県有地の特別委員会の委員の先生方6、8名程度に各会場でパネリストになっていただきまして、それぞれお考え等を述べていただくような形を考えております。また、それらに対して県民から御意見を伺いたいと考えております。

最後に周知方法については、県議会のホームページでのお知らせですとか、各議員の先生方にもSNSなどで呼びかけていただければと考えております。

皆川委員長 説明が終わりました。何か御意見がございますか。

白井委員 まず、最初にちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけども、この意見交換会のほうで、すみません、私は、きちんとした形で採決がとられたかどうかというところの確認を、いつ、どのような形で取ったかということ、議事録等が残っているのであれば、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

杉田議事調査課長 5月20日の第21回目の本特別委員会において決定をしております。

白井委員 議事録は、すでに出ている状況でしょうか。

杉田議事調査課長 議事録は、まだ出ておりませんので、こちらの覚えを見て述べさせていただいております。

白井委員 承知いたしました、ありがとうございます。その上で、意見を述べさせていただければと思っております。

今回、この県有地の問題が、県民の皆様にとっても大変関心の高い問題だと思っております。しかも、例えば、富士北麓あるいは八ヶ岳南麓など、県有地がたくさんあるところについては、多くの方が、そこにお住まいの方でも、非常に関係する方々もたくさんいらっしゃると思っておりますし、実際にお仕事をされ

ている方もたくさんいらっしゃると思っています。私は甲府ですけれども、地域によって関心の度合いも大分違うと思っています。甲府なんかは比較的関心が薄いんじゃないかと、何となく感じているところでもありますけれども。

開催の目的ですとか、それは採決を取られたことですから、それはそれとして、例えば、コロナの問題もありますけれども、開催の時期ですとか、あるいは、その開催場所、そして出席者についても、今申し上げたように、特に県民の皆様にとっては相当意見が二分している可能性もありますので、ぜひ、委員長の案というか、いつやるのかとか、また、こういうメンバーでやるとかということを、できれば委員会なり何なりのところで都度御提示をいただいて、一応、意見交換をしながら最終決定をしていただきたいと思います。ちょっと大変かもしれないけれども、できればそういった形で進めていただくと大変ありがたいと思っています。

いかがでありますでしょうか。

皆川委員長 意見を聞かせていただきましたので、また後で言わせてもらえます。

志村委員 意見交換会の素案について御説明をいただきました。今、白井委員がおっしゃるとおり、県民にとって非常に関心が高いということに対して、議会が県民に向けて、こういう機会をつくっていくのは非常に重要なことだし、山梨県議会としても、本当に開かれた議会で、前に進んで行きつつあるという姿勢を感じられる機会だと思います。

その意味で、ここには「開催時期は感染拡大状況を見ながら」となっているんですけれども、できるだけ早期に、少なくとも年内には何とか開催をしていただきたいと思います。万一、どこかの会場での開催が本当に難しいということがあったとしても、せっかくなんで、例えばオンラインで開催するということも含めて、実現する手法も検討していただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

白壁委員 これは、私が発案して、上程させてもらったもので、その時にお願いしたことは、ユーチューブ等を使いながら遠隔的な操作ができるようにすると、我々だけじゃない、一般の人たち、また、それほど興味のない人も見てくれるんじゃないかな。ということで、お願いしたと思うんですが。そういう手法をとれば、コロナ対策もできるし、ぜひ、そういうものを取り込んでいただきたい。

猪股委員 県有地の現地調査、また有識者との意見交換、このコロナ禍で、時期については、かなり気をつけてやっていかなきゃならない。長期戦になるんじゃないかなということを感じています。

基本に戻ると、県有地全体の見直しをしていかなきゃならないということが基本でありますので、今すぐに日程をどうのこうのというのは大変難しいことだと思います。この特別委員会の今後の方針というか、あり方について、委員長、一言述べていただければありがたいんですけど、どうですかね。

皆川委員長 今言われたことについて、後でまとめて言っただけですか。

向山委員 意見交換会ということで素案が示されまして、ぜひ実施をしていただきたいと思います。個人的な見解ですけども、先ほど白壁委員からおっしゃっていただきました、ユーチューブを活用すればですね、例えば、即時性があって、生配信じゃなかったとしても、ユーチューブでアーカイブとして取っていて、それをいつでもどこでも見られるような状況にさせていただいて、県民の皆さんの

意見を募るということも可能だと思います。

これ、県内2、3カ所とあるんですけども、甲府出身の私としては、さっき白井委員からもあったんですが、甲府は関心が薄い等も確かにあるというのが実際なので、県議会で大きな課題になっているこれを、しっかり県民の皆さんにわかっていただくいいチャンスだと思いますんで、ぜひ甲府も加えた3カ所でやっていただきたいという希望があります。

3カ所だった場合ですけども、皆川委員長を除いたメンバーが15人いますんで、5名で3カ所に分ければ、ちょうど分けられる配分になると思います。例えば、北巨摩、甲府、ちょっと遠藤委員が宮本委員に変わったんで、遠藤委員のままだったらそのまま、そっち方面出身の委員5人、甲府の5人、郡内・峡東地域の5人っていう分け方ができたと思いますんで、そういう分け方でパネルディスカッションの方式はどうかと。

それで、私は、コーディネーターは、県議会の議会基本条例に携わっていただいて、この前の講演にも来ていただいた江藤先生をお願いをして、慣れていきますので。江藤先生の教え子と言ったらあれですけど、門下生の議員さんも、この県議会に多くいらっしゃるということもありますので、江藤先生をコーディネーターとして3カ所開催をして、基本的にはユーチューブで録画、県有地の賃借人の方は現地で見られると。それ以外の県民の方は、基本的に、甲府の場合はどうするかちょっと難しいところもあると思うんですけども、例えば議会関係者とか、市議会の人に見てもらおうとか、いろんな手法があると思うんですが、基本的には北麓と北巨摩は賃借人に入ってもらって、きちんとそれをユーチューブじゃなくてもいいけど、県有地のアーカイブで見てもらえる、できれば生配信がいいと思うんですけど。

そういう形であれば、コロナ禍における議会報告会とか意見交換会の、全国でも先駆けた例として、できるんじゃないかなと思いますので、事務局は大変なところがあると思うんですが、ぜひ、御検討いただいて、実施できればと思います。

皆川委員長 　　ただいま、さまざまな意見をいただきました。この意見交換については、例えば……。まだありますか。

桐原委員 　　多分、私は5月20日の意見交換に関しては慎重派であったと、反対の立場で委員会の決議は、反対をしたと認識しております。

異議なしみたいな感じでしたか？ すいません、そうであれば、そこで発言をしなかったものとして発言をさせていただきます。

皆川委員長 　　ちょっと間違えているんじゃないですか？ 専門家委員と間違えているんじゃないですか？ 専門家委員は否決されて、これは、それと違いますからね。

桐原委員 　　記憶が混同しているかもしれません。

その中で、先ほど白井委員は、意見が二分していて、大変県民の関心が高いと言われました。今、向山委員は、地域で委員を分ければ、数でいくとちょうどいけるんじゃないかと言われたんですけど、僕はですね、この問題に対して、ある程度、県議会でも意見が割れているのであれば、その人数を調整して、どちらの意見もしっかり聞けるような体制の中で実施をすることの方が必要ではないかと思ひまして、発言をさせていただきました。ぜひ、委員長、配慮をよろしくお願いします。

白壁委員 　　偏ったことがないようにしたほうがいいね。

あと、3回って決めないほうがいいんじゃないかな。というのは、例えば、塩山だって県有地は結構ある。南部のほうに行っても相当ある。調査をしていくうちに、こういうところにもあったり、今のこの問題は、こうなんだけど、こういうところも一つ問題が出てきたという可能性もあるから、回数や場所とかは、とりあえずは今、例えば委員長の案で3回をめどとしていくんだけど、そのあとさらに出てきたときには、追加することも可能だし、場所もということをちゃんと決めておけば、そういうことも可能だから。わからないんだよね。何でうちのところではやってくれないのというのが出るかもしれない。

ということで、そこは少しファジーにして。

皆川委員長 それでは、様々な御意見をいただきました。この県有地問題については県民の関心が非常に高いということで、おそらく意見も二分しているんじゃないかとかですね。それだけに慎重にやらなきゃいけない。オンラインでやってもいいとか、あるいはユーチューブで配信したらどうかとか、さまざまな意見をいただきましたけど、これにつきましては、かなり検討させていただきまして、また素案を出しますので、もう1回皆さんに諮らせていただきたいと思いますけど、よろしいでしょうかね。

それから、どういう基本的な考え方をしているかという、猪股委員からの質問がありました。私は、この委員会は県有地全般について設定されていると思うんです。富士急行だけの問題じゃなくて、県有地の貸付に関するすべての問題を、この委員会が預かるということなので、これはもうしっかりいろんな県民の意見を聞きながら、この委員会を進めていきたいと思っておりますので、ぜひ、その辺の認識を持っていただきたい。富士急とか訴訟だけの問題ではありませんので、その辺を認識していただいて、進めていきたいと思っておりますけど、よろしいですか。

猪股委員 裁判の判決とか、いろいろ結果がありますよね。それはそれとして、先ほど私が言ったように、今、この特別委員会の位置付けは、いろんな問題を抱えていると思う。今、委員長にまとめていただき、よくわかりましたが、裁判にゆだねるということは当たり前のことなんです。その他にやらなくてはならないことがあるじゃないですか。そのことを、この特別委員会の中でやるべきではないかなと思っておりますから、その辺を考慮していただきたい。

皆川委員長 この意見交換につきましては、今いただいたような御意見を参考にいたしまして、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を注視する中で開催していきたいと思っておりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。また、開催日時、内容等の決定につきましては、委員長に委任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。

臼井委員 先ほど申し上げましたけれども、先ほど委員長のほうから、素案を改めて出していただけるという発言をなさったと思っておりますので、先ほど言ったように、いろんな御意見がありますから、開催時期とか、あるいは出席者につきましては、できれば都度諮っていただきたいということ、改めて、お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

皆川委員長 その都度なんていったら大変ですよ。それは無理ですね。それは、ある程度こっちを信用して一任してもらわないと。その都度、いろんな意見を全部、毎回開催してというわけにはいきませんので。

白井委員 すいません、もちろん、その都度っていうのは、言い方がちょっとあれだったかもしれませんがけれども。ただ、出席者の人選は非常に難しい問題だと思っておりますので、そういった意味では、先ほど桐原委員も発言されていましたがけれども、どうしても二分したり、あるいは肯定的に捉えたり、否定的に捉えたりとか、いろんな立場の方がいらっしゃると思いますし、また、その方が抱えている背景や、いろんなものがあるかとも思っておりますので、できれば白壁委員がおっしゃられたように、偏りのない人選で、そして願わくば、何かいいタイミングで、もう決定だよというよりは、こういう感じでどうだろうというような出し方が、非常にありがたいと思っておりますけれども。

皆川委員長 意見交換会をすることは、先ほど決定しました。

白井委員 意見交換会の決定はあれなんですけれども、ただ、中身として、そういった人選の関係とか。

皆川委員長 内容については御一任をいただきました。内容については。今後のやることは、さっき諮ったとおり御一任いただきましたので。

白壁委員 偏らない方法を委員長にお任せするから、そこで委員長から一言言っていただければ。

皆川委員長 わかりました。そういうことで、なるべく偏らないように、公平な人選を進めていきますので、お任せいただきたいと思います。よろしいですか。

飯島委員 先ほど猪股委員から、皆川委員長の今後のスタンスという御意見がありまして、皆川委員長の回答を聞いて、私も安心しました。

蛇足であります。一部で、この委員会の役目も終わったかなという声も、ちょっと漏れ聞こえている中で、私はきょうの出席者の委員皆さんが、この問題について県民は関心があるということをおっしゃっています。そうであるならば、現地調査や、意見交換会も含め、もっともっとオープンにするのはもちろん当然であり、もって蛇足ながら申し上げると、この問題は富士急だけではない。

レイクウッドや、富士観も行ったし、900近い県有地を借りている方がいて、裁判は裁判でありますけれども、一部には富士急派、知事派みたいな、揶揄される方がいますけど、これは全く違うということを再認識しながら、もう一度、もっと議会的に言うと、財産の所管は総務委員会、恩賜林の所管は土木森林環境委員会ということであるから、この特別委員会の設置の意味があるわけでありまして、今後とも、ぜひ、そういう認識で続けて行っていきたいと。委員長には、御尽力よろしくお祈りします。

皆川委員長 ありがとうございます。

それでは、もう一度改めて申し上げます。開催日時、内容等の決定につきましては、委員長に委任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。よって、意見交換会の件は、お諮りしたとおり決定されました。

次に、9月定例会における中間報告について御協議いただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、議会の各会議が予定通り行えず、本委員会についても6月定例会以降、今回が初めての開催となりましたが、委員長としましては、二元代表制の一翼を担う議会として、閉会中に審議を行った内容を広く県民に周知する必要がある、本会議で中間報告すべきものと考えます。

つきましては、9月定例会開会日に中間報告を行うことを申し出ることとし、本委員会が審査した事件に関する中間報告の作成並びに委員長報告については、これを委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。よって中間報告の作成並びに委員長報告については、お諮りしたとおり決定されました。

以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。

皆川委員長 その他ということで、何か御意見がある方がいたら、いただきたいと思いません。

白壁委員 大分前の話になりますけど、足立弁護士、いわゆる訴訟代理人に対して、日報の提出を求めた。というのは、時間の重複がいっぱいあるような感じのところが見受けられたんで、その内容をという話をしてあるんだけど。これは執行部側じゃなくて事務局側から訴訟代理人に、その資料を請求してあると思うんだけど、何回も聞いているんだけど、まだ提出がない。

杉田議事調査課長 まだ提出はございません。依頼をしておりますけれども、今のところ提出がございません。

白壁委員 なんで提出しないのかがよくわからないんだけど。

当然、そういったものは、日報があるから、その根拠のもとに、これが何時間、これが何時間、それで合計何百時間の業務が出てくると思うんだけど。なんで出てこないのか不思議なんだけど、再度要求をしていただきたい。

皆川委員長 事務局、要求をしてください。

杉田議事調査課長 はい。

白壁委員 それで、理由を聞いたら、そういう理由ですって、もう出してこないと困るから、要求は続けてください。

皆川委員長 はい。了解です。何か他に。

向山委員 自分も資料要求なんですけども、6月9日以来の開催ということで、関連する裁判等も、富士急との裁判も今回始まっています。裁判に任せるといことなんですけど、きっちり県の主張はすべて準備書面、あるいは原告被告の主張はすべて準備書面でということ、県の執行部も言っていますので、これまで

の裁判資料、追加で、特に本訴。本訴といたらあれですけど、県内の男性が訴えている、歴代知事を訴えている裁判の関連の、これまでの資料を、これは出ていないものをすべて、まず出していただきたいのと、あと富士急行との関連の訴訟の資料も、すべて整えていただきたいというのが一つ。

皆川委員長 もう1回、今までの全部の資料ですか。

向山委員 今まで出ている裁判資料があると思うんですけど。

皆川委員長 住民訴訟の？

向山委員 住民訴訟の裁判資料。これまで出ている資料から新しく出ている資料。

皆川委員長 今までの別にして、さらに追加された資料ですね。

向山委員 追加の資料。証拠も含めてですけども。
それとプラスで、新しく2件、富士急行との裁判が起きていると思いますので、その2件の裁判の資料も併せて提出をいただきたいと。

皆川委員長 ただいま向山委員から要求されました資料につきましては、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 では、そうさせていただきます。

向山委員 資料ですけど、その裁判の資料はお願いをさせていただいた上で、先日話題になった北富士演習場の関係で、県の考え方が、かなりがらっと変わった部分があると思いますので、そのやりとりで変更になった部分、富士急行とのやりとりが主だと思うのですが、そこについても参考資料として要求していただければと。

これは、わかりませんが、県有地について議会で触れられる方もいらっしゃると思いますので、9月21日までに資料をすべていただきたいなと思います。

皆川委員長 北富士演習場については、出せるか出せないか、まだわからないので、いろいろ難しい問題が絡んでいるので、一応、話はしてみますけど、出るか出ないかということは、ちょっと不明ですけど、承知しておいてください。

小越委員 私は土木森林環境委員会に所属しているんですけど、猪股委員長も大変苦労していると思うんです。この委員会で、県有地のことを審議するということが、横断的にできるので、もっと開催していただきたいんです。常任委員会の所管事項では触れられないし、触れても答えられないし、あらゆる委員会にかかってくるので、やっぱり、この特別委員会で、もう少し聞きたいことがいっぱいあります。

執行部が来られないこともあるかもしれませんが、執行部に来ていただいて、この間の経過や、新しくいろんなことが進んでいますし、特別委員会を開いていただきたい。委員長は苦労されていると思うんですけど。開いていかないと、常任委員会では触れられないとか、触れても答えられないなど、すべて

の常任委員会にかかわってきますので、ぜひ、お願いしたいです。この間の当局の答弁がわからないことがいっぱいあって、それを私、県民に対しても議会としても説明できなくなってしまうので、やっぱり当局の方に来ていただいて、私も聞いていますけど、なぜこう二転三転しているのか。それから、県有地全体のあり方についての考え方が、多分、県当局にはあると思うんです。今は、県税確保のところでは県有地をどうするのか、高度活用をどうするかということ、やっぱり聞いていかなきゃいけないと思うんですよね。それは、この委員会でしかできないので、頻回に特別委員会を開いていただいて、執行部に来ていただいて、論議をさせていただきたいと思っています。

皆川委員長 わかりました、聞いておきます。

渡辺委員 私も、特別委員会は総務部、林政部にかかわることが多くありまして、常任委員会では、私も総務委員会にいますけれども、なかなか対応できないことが大きいですよね。ぜひ、特別委員会を開催していただいて、県有地全体の考え方を、県に対して質疑を行っていきたいというのは、私も思うところでありますが、その中で、先ほどの現地調査にもかかわってくるんですけども、今まさに県の方で、県有地の不動産鑑定評価を64カ所、価格等調査を300数カ所行っているというところと同時並行して、所在市町村交付金も県として全体を見直していくというような報道等がされております。それに関わって、過去、昨年度あるいは一昨年度の実績を、県からお示しいただきたい。所在市町村交付金が、一体この県有地に幾ら交付されているのか。それをどのように見直していくかということを知りたい。過去の実績を知らない議論にもなりませんので、それをぜひ、執行部の方に資料として提供していただきたい。

皆川委員長 ただいま渡辺委員から要求のありました資料につきましては、委員会として、執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

皆川委員長 では、そうさせていただきます。

杉田議事調査課長 向山委員からの民事訴訟の資料についても調整させていただきたいです。

向山委員 民事訴訟の資料は、たぶん出せない理由はないですよね。今まで出しているのに、これから出せない理由って何かあるんですか。

杉田議事調査課長 今まで民事訴訟は出ていないんです。住民訴訟の資料はもらっていますが、富士急行との民事訴訟の資料は今までありません。

皆川委員長 住民訴訟の分は上積みしていけるけど、執行部が出すかどうかはわからない。

杉田議事調査課長 それについては調整させていただきたいと思います。

向山委員 出せない理由はないと思いますので、ぜひ調整いただければ。公開されているものですので。

皆川委員長 そういうことで、ただいまいろんな意見をいただきました。以上で、本日本日予定していた審議はすべて終了いたしました。

各委員に申し上げます。今後の調査、審査日程等につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。御了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

以上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖